

## 日本福祉教育・ボランティア学習学会理事選出規約

第1条（総則）日本福祉教育・ボランティア学習学会会則第11条に基づく理事の選出はこの規約の定めるところによる。

第2条（選挙事務）理事の選挙を実施するために、選挙管理委員会を置く。

同委員会は、理事会の指名する若干名の委員によって構成され、委員の互選で選挙管理委員長を選出する。

第3条（理事の定数）理事の定数は15名とする。

第4条（理事の選挙）

- 1) 理事のうち8名は、本学会会則第6条及び7条に規定する正会員としての資格を有する会員の中から、6名連記の無記名投票により選出する。
- 2) 会員の直接選挙により選出された理事が病気、長期海外出張等々による特別の理由により理事就任の辞退を申し出た場合には、総会の議を経て、次点の者を繰り上げ当選とすることができる。
- 3) 残り7名の理事は、選挙によって選出された理事の推薦によって選び総会において承認を受けるものとする。
- 4) 前項による理事の推薦は、地区、専門分野及び実践領域などにおいて著しい偏在が内容に考慮して行わなければならない。

第5条（選挙の方法）前2条の規定による選挙は、選挙管理委員会が定める方法によってこれを行う。

第6条（選挙権・被選挙権資格）

- 1) 理事の選挙について選挙権及び被選挙権を有するものは、当該選挙の行われる年の前年度までに入会し、同年度までの会費を納付している正会員とする。
- 2) 理事の選挙は、前項に定める選挙権を有する者の名簿を有権者に告示することによって行う。
- 3) 前項の名簿は、選挙期日の2ヶ月前現在で作成するものとする。

第7条（抽選）選挙によって同点者が生じた場合、抽選によって当選者を決定する。

本抽選は、選挙管理委員会において行う。

第8条（実施要綱）この規約による選挙の詳細な実施要綱は別に定めるものとする。

第9条（特任理事）

- 1) 理事以外に学会活動を活性化することを目的に特任理事をおく。
- 2) 特任理事は、理事会の指名による。
- 3) 特任理事の任期は、総会から3年後の通常総会までとする。再任を妨げない。但し特任理事として連続3期までとする。特任理事としての任期は、役員としての理事の任期には含めない。

第10条（規約の改正）本規約の改正は、総会において承認を得なければならない。

付 則

1. 本規約は、1997年12月1日から施行する。
2. 本規約は、2006年11月25日に一部改正施行する。
3. 本規約は、2021年11月27日に一部改正施行する。